

## 米子市監査委員告示第7号

### 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月11日

米子市監査委員 野坂正史  
米子市監査委員 植田昭  
米子市監査委員 中田利幸

#### 1 監査の種類

定期監査

#### 2 監査の対象

(1) 営繕課

(2) 人権政策課

#### 3 監査対象の概要

(1) 営繕課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 建築物に係る建築主体の設計及び監督に関すること。

イ 建築物に係る電気設備及び機械設備の設計及び監督に関すること。

また、令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和8年1月末日現在）は、別表1のとおりであった。

(2) 人権政策課の課及び担当の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 人権啓発に関すること。

イ 同和対策に関すること。

ウ 人権教育に関すること。

エ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の

規定による調査に関すること。

また、令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和8年1月末日現在）は、別表2のとおりであった。

#### 4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

#### 5 監査の実施内容

##### (1) 監査の範囲

主として令和7年4月1日から令和8年1月末日までに執行された財務に関する事務

##### (2) 監査の期日

令和8年3月26日

##### (3) 監査を執行した監査委員

野坂 正史・植田 昭・中田 利幸

##### (4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

#### 6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

##### (1) 営繕課

###### ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

(ウ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(エ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 物品の管理事務

備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

(2) 人権政策課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、精算が遅延しているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

a 旅行命令書を作成していないものがあったので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 出張復命書の提出のないものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 出張復命書の提出が遅延しているものがあったので、米子市職員服務規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 旅行日までに旅行命令がされていないものがあったので、米子市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 使用料及び手数料においては、納入期限日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 県支出金においては、次の不適切な処理があった。

(a) 調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(b) 納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 諸収入においては、適正に処理されていた。

(エ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 需用費に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っている

ものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(キ) 役務費に関する支出事務については、契約事務を遅延しているものがあつたので、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ク) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、次の不適切な処理があつた。

a 支出負担行為日を誤っているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 請求書の請求日が契約書で定められた要件を満たしていないものがあつたので、賃貸契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(コ) 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(サ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(シ) 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

#### イ 公有財産の管理事務

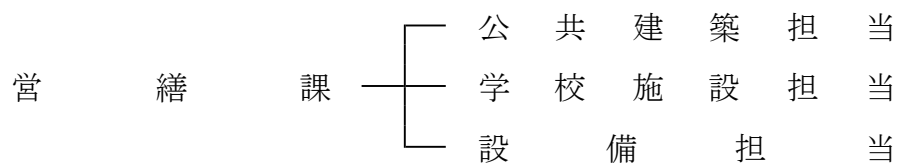
公有財産台帳の整備に関する事務については、登録事項が符合していないものがあつたので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

#### ウ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。

別 図 1 組織図 (営繕課)



別 表 1 (営繕課)

令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (令和8年1月末日現在)

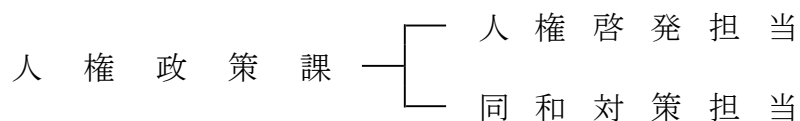
歳 入 (単位: 円・パーセント)

| 費 目 | A<br>予 算 現 額 | B<br>調 定 額 | C<br>収 入 済 額 | B - C<br>収 入 未 済 額 | C / A | C / B |
|-----|--------------|------------|--------------|--------------------|-------|-------|
| 雑 入 | 104,000      | 0          | 0            | 0                  | 0.0   | -     |
| 合 計 | 104,000      | 0          | 0            | 0                  | 0.0   | -     |

歳 出 (単位: 円・パーセント)

| 費 目       | A<br>予 算 現 額 | B<br>支出負担行為額 | C<br>支 出 済 額 | A - C<br>予 算 残 額 | C / A | C / B |
|-----------|--------------|--------------|--------------|------------------|-------|-------|
| 財 産 管 理 費 | 5,052,900    | 2,987,470    | 1,351,290    | 3,701,610        | 26.7  | 45.2  |
| 合 計       | 5,052,900    | 2,987,470    | 1,351,290    | 3,701,610        | 26.7  | 45.2  |

別 図 2 組織図（人権政策課）



別 表 2（人権政策課）

令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和8年1月末日現在）

歳 入 (単位：円・パーセント)

| 費 目                          | A<br>予 算 現 額 | B<br>調 定 額  | C<br>収 入 済 額 | B<br>—<br>C<br>収 入 未 済 額 | C/A  | C/B   |
|------------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------------------|------|-------|
| 民 生 使 用 料                    | 31,000       | 21,290      | 21,290       | 0                        | 68.7 | 100.0 |
| 民 生 費 県 補 助 金                | 23,448,000   | 17,576,000  | 17,576,000   | 0                        | 75.0 | 100.0 |
| 総 務 費 委 託 金                  | 1,691,000    | 1,055,000   | 1,055,000    | 0                        | 62.4 | 100.0 |
| 住 宅 新 築 資 金 貸 付 金<br>元 利 収 入 | 1,710,000    | 77,643,119  | 1,392,298    | 76,250,821               | 81.4 | 1.8   |
| 住 宅 改 修 資 金 貸 付 金<br>元 利 収 入 | 340,000      | 5,156,449   | 225,000      | 4,931,449                | 66.2 | 4.4   |
| 宅 地 取 得 資 金 貸 付 金<br>元 利 収 入 | 1,032,000    | 39,417,788  | 870,000      | 38,547,788               | 84.3 | 2.2   |
| 雑 入                          | 202,000      | 167,046     | 166,146      | 900                      | 82.3 | 99.5  |
| 合 計                          | 28,454,000   | 141,036,692 | 21,305,734   | 119,730,958              | 74.9 | 15.1  |

歳 出 (単位：円・パーセント)

| 費 目           | A<br>予 算 現 額 | B<br>支 出 負 担 行 為 額 | C<br>支 出 済 額 | A<br>—<br>C<br>予 算 残 額 | C/A  | C/B  |
|---------------|--------------|--------------------|--------------|------------------------|------|------|
| 人 権 啓 発 費     | 31,609,000   | 26,172,413         | 25,982,713   | 5,626,287              | 82.2 | 99.3 |
| 諸 費           | 1,116,000    | 0                  | 0            | 1,116,000              | 0.0  | -    |
| 社 会 福 祉 総 務 費 | 4,996,000    | 3,861,555          | 3,403,570    | 1,592,430              | 68.1 | 88.1 |
| 隣 保 館 運 営 費   | 30,070,000   | 24,827,197         | 24,737,286   | 5,332,714              | 82.3 | 99.6 |
| 合 計           | 67,791,000   | 54,861,165         | 54,123,569   | 13,667,431             | 79.8 | 98.7 |